

## 保護者の方へ《保育所（園）でのくすりについて》

- 1、お子さんのくすりは、保育所（園）での生活の中で与える必要がある時は、保護者が来所（園）して与えることが基本です。しかし実際上はそうはいかないので、保育者と保育所（園）とで話し合いのうえ、担当者が保護者に代わってくすりを与えることになります。したがって、安全のために主治医からの「与薬指示書」をくすりに添えて保育所（園）に持参して下さい。
- 2、くすりは、お子さんを診察した医師が処方した調剤のもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したのみに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすりは保育所（園）では対応できません。
- 3、座薬の使用は原則としておこないませんが、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示をいただいでください。なお、使用に当たってはその都度保護者に連絡しますのでご了承ください。ただし、はじめで使用する座薬については対応できません。
- 4、使用するくすりは、一回分ずつに分けて当日のみお持ちください。袋や容器には必ずお子さんの名前を記載して下さい。
- 5、主治医の診察を受けるときは、お子さんが〇〇時～〇〇時まで保育所（園）に行っていること、保育所（園）では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

前橋市福祉部保育課



どうしても園でくすりを与えなければならぬ場合は、以下のことをお願いします。

- \* 与薬指示書（医師に書いていただく）と、与薬申請書（保護者が記入する）が必要です。用紙は園にあります。
- \* 指示書と申請書のくすりの内容が違うものは受け付けられません。
- \* 指示書・申請書・くすりは、リュックや荷物の中に入れて、登園した時に必ず保育士に手渡しして下さい。
- \* 園で与薬すると、申請書に与薬時間等を記入してフアイルに入れて返します。次の日も与薬する場合は申請書と一緒にくすりをフアイルに入れて登園時に保育士に手渡しして下さい。

\* 与薬が終了したら、申請書の一番下に  
与薬は終了しました。印  
の欄に捺印して園に提出して下さい。

くすりの袋

- \* 薬は一回分だけ、右の図のように  
クラス名とひらがなのフルネームで  
記名して持たせてください。  
シロップも別容器に一回分ずつ  
入れてください。

クラス名 ひらがなのなまえ 〇月△日 屋
-------------------------------